

# 海老名市教育委員会

(令和5年 3月 定例会議事日程)

日時 令和5年3月6日(月)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

## 【報告事項】

日程第 1 報告第 5 号 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

## 【審議事項】

日程第 2 議案第 10 号 海老名市部活動方針の一部改正について

## 【審議事項（非公開予定）】

日程第 3 議案第 11 号 海老名市立図書館指定管理者制度の継続について

日程第 4 議案第 12 号 令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 5 議案第 13 号 県費負担教職員の人事異動について

日程第 6 議案第 14 号 市費負担加配教員の配置について



# 海老名市教育委員会

## 令和4年度 3月定例会

### ◇教育長報告

#### 1 主な事業報告

令和5年

- |    |        |   |
|----|--------|---|
| 2月 | 10日(金) | 教育委員会2月定例会<br>降雪対応職員巡視  |
|    | 13日(月) | えびなっ子しあわせプラン推進委員会<br>最高経営会議<br>新型コロナウイルス感染症対策本部会議                                 |
|    | 14日(火) | 青少年健全育成連絡協議会  |
|    | 15日(水) | 学校市教委事務調整会議<br>図書館指定管理者との意見交換会<br>部活動方針改正説明会(大谷中学校)                               |
|    | 17日(金) | 市教委校長連絡会<br>2月臨時校長会議<br>部活動方針改正説明会(海老名中学校)  |
|    | 18日(土) | 「ひきこもりの理解と支援」講演会<br>卓球台贈呈セレモニー(柏ヶ谷小学校)<br>海老名市少年野球連盟納会                            |
|    | 19日(日) | オーガニック給食に係る映画上映会  |
|    | 20日(月) | 海老名市防災会議<br>初任者研修修了時研修会<br>コカ・コーラさわやかコンサート寄附                                      |
|    | 21日(火) | 中学校給食調理施設建設現場視察<br>大谷歌舞伎発表会(大谷小学校)<br>部活動方針改正説明会(海西中学校)<br>MOA美術館海老名市児童絵画作品展実行委員会 |



- 22日(水) 卒業式のマスク対応に係る保護者メール配信  
平塚信用金庫図書寄贈  
市長定例記者会見
- 24日(金) 令和5年海老名市議会第1回定例会本会議  
部活動方針改正説明会(有馬中学校)
- 25日(土) 令和4年度第3回総合教育会議  
PTA活動研究集会
- 26日(日) 卓球台寄贈セレモニー(柏ヶ谷中学校)
- 27日(月) 臨時現職教育運営協議会  
教育課題研究会  
代表質疑部内ヒアリング
- 28日(火) 拠点校指導教員連絡会  
不登校支援団体面会  
外国語教育担当者会議(オンライン)
- 3月 1日(水) 朝のあいさつ運動(有馬小学校・有馬中学校)
- 2日(木) 学校施設の安全対策等再確認の文書配信  
市議会第1回定例会(代表質疑)  
臨時最高経営会議  
3月校長会議  
ひめしゃらの会  
一般質問振り分け
- 3日(金) 3月教頭会議  
一般質問部内ヒアリング
- 4日(土) 単P会長会議
- 6日(月) 教育委員会3月定例会  
一般質問市長ヒアリング





2 教育委員のみなさん、今年度もありがとうございました。

今年度も残り一ヶ月、教育委員のみなさんには、今月もこの後、臨時の教育委員会、教育課題研究会、卒業式、教職員の辞令交付式と予定が入っているところですが、今年度、最後の定例会ということで、お礼を申し上げます。

教育委員のみなさん、今年度もありがとうございました。

教育委員会の果たすべき役割は、法で明確に定められているところですが、具体的には、海老名市の教育行政の方向性を定めるとともに、子どもたちはもちろん市民の学びを保障するために、また、そのための教育環境を充実させるために、さまざまな教育課題を解決しながら、ひとつひとつ確実に、教育行政を進めることだと考えるところです。

そのような意味で、今年度をふり返ると、5人で、毎月、最低2回は集まって、話し合いを重ねてきました。

そして、みなさんひとりひとりから積極的に意見を述べていただき、よりよい教育行政を進めるための内容の深い協議を行っていただきました。

このことは、私の職の立場からすると、本当にありがたいことです。

私としては、年間で24回以上にわたって、お互いの顔を見合いながら、膝をつきあわせて、話し合いを重ねてきたことにより、仲間としてのつながりが、深まったと感じているところです。

お互いを認めて、気兼ねなく話せる仲間になりました。

そのような中、本当に残念ですが、今月末で、酒井委員とお別れしなければなりません。酒井委員には、教育のあり方や教育行政の進め方について、保護者の立場から、また、酒井さん個人としての自分の思いや考えを話していただきました。

私は、酒井委員の前向きな姿勢と固定観念にとらわれない発想が好きでした。お別れするのは、正直、寂しい思いですが、これからも、引き続き、違った立場で海老名市の教育行政に力を貸していただければと願っています。

長い間、教育委員としてご尽力いただき、ありがとうございました。

そして、みなさん、ありがとうございました。

以上です。



報告第5号

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

学校給食費管理システムのパッケージ導入に伴い、様式を変更する必要があることから、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正したため

## 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 概要

学校給食費管理システムのパッケージ導入により、帳票類をシステムに登録することに伴い、「海老名市学校給食費納入通知書」の記載内容を保護者にとって分かりやすいものとするため、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の改正を行ったため、報告する。

### 2 改正内容

海老名市学校給食費に関する条例施行規則第 6 条に規定する「海老名市学校給食費納入通知書」を以下のように改正する。

- (1) 「学校給食費 納期別納付額の内訳」を一覧表にするとともに、生活保護費又はスクールライフサポートから支給される金額を「公費負担額」、保護者が実際に支払う金額を「納付額」として表示。
- (2) 令和 6 年度から中学校給食が完全実施されることを踏まえ、完全実施後も使用できる様式とするため、「学校給食費 納期別納付額の内訳」を小学校と中学校で同一のものに修正。
- (3) コンビニエンスストア、電子マネー、モバイルレジでの支払いが可能な旨を明記。

詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### 4 経過及びスケジュール

令和 5 年 2 月 3 日	政策会議 審議
2 月 13 日	最高経営会議 決定
3 月 6 日	定例教育委員会 報告
4 月 1 日	施行

海老名市学校給食費に関する条例施行規則（平成23年規則第26号） 新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新	旧
<p>海老名市学校給食費に関する条例施行規則</p> <p>本則（略）</p> <p>第1号様式—第2号様式（略）</p> <p>第3号様式（第6条関係）</p>	<p>海老名市学校給食費に関する条例施行規則</p> <p>本則（略）</p> <p>第1号様式—第2号様式（略）</p> <p>第3号様式（第6条関係）</p>

第3号様式(第6条関係)  
海老名市学校給食費納入通知書

年 月 日

様

海老名市長

海老名市学校給食費納入通知書

年度の学校給食費の額を決定したので、次のとおり通知します。納期限までに納付額を納入してください。

学校給食費の納付額		学校給食を受ける児童又は生徒の氏名	
-----------	--	-------------------	--

◆学校給食費 納期別納付額の内訳

期別	納期限 (口座振替日)	学校給食費	公費負担額	納付額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
第5期				
第6期				
第7期				
第8期				
第9期				
第10期				
第11期(随時)				
年間学校給食費				

※「公費負担額」とは、生活保護又はスクールライフサポートの支給対象額を指します。生活保護又はスクールライフサポートを受けている期間は、学校給食費を納入する必要はありません。

◎納付方法

納付方法	金融機関名	支店等名	区分
	口座番号	名義人	

- ・口座振替の方法により納入される方は、納期限の日に登録口座から引き落としをしますので、その前日までに口座の残高をご確認ください。
- ・納付書により納入される方は、同封の納付書をもって指定の金融機関又はコンビニエンスストア、電子マネー、モバイルレジにて納期限までにお支払いください。

海老名市学校給食費について

- 学校給食費の納入義務者  
納入義務者に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- 学校給食費の算出方法  
(1) 学校給食費の額は、学校給食を受ける児童又は生徒単位で計算します。  
(2) 学校給食費の年額の計算方法は、学校給食1食当たりの単価に給食実施日数を乗じて得た金額以内で決定します。ただし、食物アレルギーその他の理由により市長が必要と認める場合は、別に定めます。
- 学校給食費の減額について  
学校給食実施回数が学校給食予定回数を下回った場合、学校給食費の減額を行うことがあります。

お問い合わせ先

以下 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3号様式(第6条関係)  
年度 海老名市学校給食費納入通知書

年 月 日

様

海老名市長

学校給食費の額を決定したので、次のとおり通知します。

学校給食費の額	年額	円	学校給食を受ける児童又は生徒の氏名	
---------	----	---	-------------------	--

◆学校給食費 納期別納付額の内訳

◎小学校給食

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納付額	円	円	円	円	円
納期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

期 別	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期	随 時
納付額	円	円	円	円	円	円
納期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

◎中学校給食

期 別	前 期	後 期	随 時
納付額	円	円	円
納期限	年月日	年月日	年月日

◎引き落としする口座等の通知

金融機関名	支店等名
口座番号	名義人

- 当該年度の学校給食費の年額については、小学校を10期、中学校を2期に納期を分けて納付することとなります。※各納期の納付額は学校給食費の月額ではなく、年額を分割したものです。
- 本通知書は、児童又は生徒単位で発行しております。同一世帯内に複数の児童又は生徒がいる場合は、それぞれの通知書の合計額を納付することになります。
- 口座引落しの都合上、納期限5日前までに入金してください。
- 学校給食費の納付に口座振替を利用する場合は、引落し後の「口座振替領収済通知書」の発行は行っておりませんので、学校給食費の納付の確認は、通帳記入によりお確かめください。

年度 学校給食費について

- 学校給食費の納入義務者  
(1) 学校給食費の納入義務者は、児童又は生徒の保護者です。  
(2) 納入義務者に変更があった場合は、速やかに市長に報告してください。
- 学校給食費の算出方法  
(1) 学校給食費の額は、学校給食を受ける児童又は生徒単位で計算します。  
(2) 学校給食費の年額の計算方法は、学校給食1食当たりの単価に給食実施日数を乗じて得た金額以内で決定します。ただし、食物アレルギーその他の理由により市長が必要と認める場合は、別に定めます。
- 学校給食の減額について  
学校給食実施回数が学校給食予定回数を下回った場合は、学校給食費の減額を行うことがあります。
- 督促及び延滞金について  
学校給食費を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和40年条例第12号)の定めるところにより行います。

議案第10号

海老名市部活動方針の一部改正について

別紙のとおり、海老名市部活動方針の一部改正について、議決を求める。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市部活動方針における活動日数及び活動時間について、国のガイドラインに則った内容に改正を行いたいため

## 海老名市部活動方針の一部改正について

### 1 概要

海老名市部活動方針は、教職員や保護者代表等各関係者との十分な協議により、海老名市独自の考え方を取り入れた形で平成30年1月に策定した。その後、海老名市部活動推進協議会において、部活動顧問や中学校教員へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、見直し等について検討を重ねてきた。

検討結果として、「活動日数と活動時間について」の項目について、国のガイドラインに則る形に改正することとしたため、海老名市部活動方針の一部改正について、議決を求める。

### 2 改正内容

以下のとおり、「活動規定」「管理方法」を国のガイドラインに沿うよう規定を変更、追加及び削除するとともに、休養日の設定に関する特例を規定する。

#### 【変更】

##### 「活動規定」

- ・ 休養日について、「週1日以上」⇒「平日1日以上、週末1日以上」
- ・ 休養日の特例として、「大会・コンクールがある場合」、「市の行事、地域活動等がある場合」、「その他、教育長が認めた場合」は、週末連日の活動を認める。
  - ※ 特例規定は(1)に追加し、別途記載していたものを削除
- ・ 長期休業中の活動について、「終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上の休養時間を設定する」⇒「1週間（月～日）の中で2日間の休養日を設定する」

#### 【追加】

- ・ 活動規定(4)に、活動時間に関する規定（平日：2時間、休日：3時間までとする等）を追加
- ・ 管理方法に、「学校長は、特例措置に係る申請書を市教委に提出する」ことを追加

#### 【削除】

- ・ 活動規定(2)「始業前の朝の活動は、週4日以内とする。」
- ・ 活動規定(4)「土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上の休養日を設定する」

※詳細は別紙新旧対照表のとおり

### 3 施行期日

令和5年4月1日施行

新 (改正)	旧 (現行)
<p>海老名市部活動方針</p> <p>□ <u>活動日数と活動時間について</u> (令和2年3月一部改正 同年4月施行)  <u>(令和5年3月一部改正 同年4月施行)</u></p> <p>海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。</p> <p>したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【活動規定】</b></p> <p>(1) <u>平日1日以上、週末1日</u>以上の休養日を設定する。  <u>ただし、次の場合は特例として、校長からの申請により週末連日の活動(一日日程を含む)を認める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大会、コンクールがある場合</u></li> <li>・ <u>市の行事、地域活動等がある場合</u></li> <li>・ <u>その他、教育長が認めた場合</u></li> </ul> <p><u>また、上の場合以外で週末連日の活動を行う場合は、いずれかの休日に休養日を振り替える。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 長期休業中の活動については、1週間(月～日)の中で2日間の休養日を設定する。</u></p> <p>(3) 夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。  <u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 平日の活動時間は2時間程度、休日の活動時間は3時間程度とする。</u>  <u>ただし、この前後に準備・片付け等(ウォーミングアップ・クールダウンとしての短時間の練習や話し合いを含む)の時間を設定することができる。</u>  <u>また、他校との練習試合や合同練習会等で3時間を大幅に超える活</u></p> </div>	<p>海老名市部活動方針</p> <p>□ <u>活動日数と活動時間について</u> (令和2年3月一部改正 同年4月施行)</p> <p>海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。</p> <p>したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【活動規定】</b></p> <p>(1) <u>週1日</u>以上の休養日を設定する。</p> <p><u>(2) 始業前の朝の活動は、週4日以内とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。</p> <p><u>(4) 土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。</u></p> <p><u>(5) 長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。</u></p> </div>

動をする場合は、校長からの申請により教育長が認めることとする。

削除

削除

**【管理方法】**

◇学校長は次の手順により、活動を管理する。

- (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
- (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
- (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
- (4) 学校長は、特例措置に係る申請を市教委に提出する。
- (5) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
- (6) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。

(1) についての例外

夏季県大会につながる期間中については、規定外の活動ができる。

(4) (5) についての例外

大会・コンクールなどの連日開催や地域活動への参加、それに向けての準備や練習など、中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合については、規定外の活動ができる。

**【管理方法】**

◇学校長は次の手順により、活動を管理する。

- (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
- (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
- (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
- (新設)
- (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
- (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。

議案第11号

海老名市立図書館指定管理者制度の継続について

別紙のとおり、海老名市立図書館指定管理者制度の継続について、議決を求める。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市立図書館の指定管理期間満了に伴い、指定管理者制度を継続したいため

議案第12号

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

別紙のとおり、令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、議決を求める。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

辞職に伴い、新たに非常勤特別職の委嘱を行いたいため

議案第13号

県費負担教職員の人事異動について

別紙のとおり、県費負担教職員の人事異動について、議決を求める。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

県費負担教職員の定年退職及び人事異動に伴う後任者を決定し、人事の刷新を図りたいため

議案第14号

市費負担加配教員の配置について

別紙のとおり、市費負担加配教員の配置について、議決を求める。

令和5年3月6日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

市費負担加配教員の配置校を決定したいため